

平成 29 年 5 月 定 例 教 育 委 員 会

日 時 平成 29 年 5 月 17 日 (水)
午前 10 時 00 分～

○中島委員長

ただいまから平成 29 年 5 月 定 例 教 育 委 員 会 を 開 催 し ま す 。 よ ろ し く お 願 い し ま す 。
それでは、教育総務課長から、日程説明をお願いします。

1 日程説明

○林教育総務課長

本日は、議案 6 件、報告事項 8 件、計 14 件となっています。ご審議のほど、よろしくお願いします。

2 一般報告及び議案の概要説明

○中島委員長

教育長から、一般報告と、議案の概要説明をお願いします。

○山本教育長

おはようございます。5月に入り、官公庁では既にクールビズ体制に入っておりまして、上着、ネクタイを着用していない職員がおりますことをご了承いただきたいと思えます。学校現場、事務局ともに年度が始まって1ヶ月が経過し、だいぶ落ち着いてきたと思っているところです。

4月17日には、かねてから耐震改修を行っていた鳥取西高の校舎の改修が完了し、芸術棟が完成しましたので、同窓会の関係者、PTA、関係議員、マスコミ等、関係者に案内し、内覧会を開催しました。若原委員もご出席をいただきました。この鳥取西高の整備に向けては、西高が史跡地内にあるため、文化庁を交えて、現地で改築するか、移転改築するか等について随分議論もありました。東日本大震災を契機に、耐震改修を急ぐべきだということで最後議論がまとまったのですが、併せて内装等も全面的に改修しており、非常に綺麗な校舎となりました。同時に完成した芸術棟は、県産材を多く活用したり、左官の工事を取り入れたりすることで、伝統的な建築となっています。機会がございましたら、ぜひご覧いただきたいと思えます。

4月18日には、10月21日の鳥取県中部地震で通行できなくなっていた投入堂への登山道について、クラウドファンディングで資金を集め、文殊堂の反対側から崖を鎖で登って、文殊堂の下を通って元のルートに登るといった仮設の迂回路の整備が進められていたところですが、その迂回路が完成したことに伴う式典があり、出席してきました。迂回路も仮設という状況ですので、今後、新しい登山道を整備する必要等も含めて検討し、文化庁との話し合い等もする必要があると考えております。

4月26日には、求人がここ数年好調で高校生の就職は99.6%と高率を保っているものの定着等の部分で若干課題も見えてきている中、労働局が主催の新卒者就職応援本部という会に参加し、関係団体が集まって話をしたところです。また、これを踏まえて、5月15日には知事を筆頭に経済団体等へ改めて新規高校卒業者の求人要請を行いました。

5月11日には第二回元気づくり推進本部会議が開催されました。この会議で元気づくりの総合戦略というものを作成するのですが、この見直し作業が行われており、教育分野が関係している「人材鳥取」の部分についても見直しが検討されております。昨年度末に教育大綱を改訂する中で指標の項目を見直しており、「人材鳥取」の中にもその内容を反映させ、例えば大学等の進学率等の指標を新たに盛り込むことを検討しています。今後、6月県議会等での議論を経て改訂が行われることになっています。

その他、年度の初めに当たり、校長会等の様々な会があり、出席してきました。

なお、5月の連休の前後に岐阜県の県立図書館で学校記念誌等が切り取られる事業が発生しており、現在分かっている時点で18県でも同様の事象があります。鳥取県の県立図書館でも調べましたが、幸いにもそうしたことは起こってないようでした。現在、市町村の図書館の状況も調べようとしているところです。図書館には警備員が配置されておりますので、館内の見回り等も行うようにする等、注意をしていきたいと考えています。一般報告は以上です。

本日は、議案を6件お願いしております。議案第1号は、鳥取県教育審議会委員と、鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命について、年度末の人事異動等により学校長等の退職があったことに伴い新たに3名の委員を任命しようとするものです。議案第2号、3号、5号は、いずれも県立学校の入学選抜方針等についてお諮りするもので、平成30年度に入学する者に対する選抜方針について決定していただくとするものです。議案第4号は、県立学校における使用教科書の選定方針等について、確かな学力向上を図る、学ぶ意欲を高めるための取り組みに沿ったものとなるよう、教科書の選定方針等を定めていただくとするものです。議案第6号は、保護文化財1件について、県指定するに当たり、文化財保護審議会への諮問を行おうとするものです。詳細につきましては、関係課長から説明申し上げたいと思います。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

3 議 事

(1) 議 案

○中島委員長

では、議案に入ります。本日の署名委員は、坂本委員と佐伯委員にお願いします。

議案第1号については、人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいのですが、よろしいでしょうか。（賛同の声）。

それでは非公開で行うこととします。第1号議案の関係課長以外の方は、席を外してください。

【非公開】

議案第1号 鳥取県教育審議会委員及び鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命について

【公開】

議案第2号 平成30年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針について

○中島委員長

それでは公開となります。

議案第2号について、説明をお願いします。

○足立参事監兼特別支援教育課長

議案第2号、平成30年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針についてです。配布の資料に選抜方針を記載しておりますが、昨年度から、日程のみが変更となっております。選抜については、盲学校の高等部、専攻科で実施し、それについて定めており、入学については、その他の幼稚部、高等部について定めたものです。選抜の日程は高等学校の選抜の日程と揃えており、出願期間は2月20日から22日まで、検査は3月6日、合格発表は3月14日としております。以上です。

○中島委員長

選抜、再募集を行うのが鳥取盲学校だけなのは、なぜでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

鳥取盲学校以外の学校には定員がなく、入学資格のある者は全員入学できるという形をとっているため、選抜を実施しません。

○中島委員長

わかりました。それが琴の浦高等特別支援学校と他の学校との違うところなのですね。

○佐伯委員

実際に、再募集で鳥取盲学校に来られる方もいらっしゃるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

近年、鳥取盲学校の出願者が割と少ない状況で、毎年再募集を行っているものの、再募集で来られる方はほとんどいません。

○坂本委員

鳥取盲学校に年齢の制限はあるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

年齢の制限はありません。ですので、けっこう高齢の方の入学もあります。

○中島委員長

よろしいでしょうか。（賛同の声）。

では、議案第2号は、原案のとおり決定といたします。議案第3号の説明をお願いします。

議案第3号 平成30年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針について

○足立参事監兼特別支援教育課長

議案第3号、平成30年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針についてです。琴の浦高等特別支援学校の入学選抜方針についても、内容は、昨年度のものと同様で、曜日の関係等から日程が若干早くなっております。出願期間が11月15日から17日まで、選抜実施日が12月7日、8日、合格発表が12月の15日です。そして、入学確約書の提出の期限が、例年は冬休み前の1月上旬までだったものを、それを12月25日までと早めております。以上です。

○佐伯委員

琴の浦高等特別支援学校を不合格になった人は、他の県立の支援学校の高等部を受検することはできるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

はい、できるようになっています。琴の浦高等特別支援学校の入学者選抜を12月に実施しているのは、不合格になった生徒が、1月から始まる私立の高等学校の出願、その後の県立の高等学校や特別支援学校の出願に間に合うためにそうした経緯があります。

○佐伯委員

今年度は琴の浦特別支援学校の入学者の人数が若干少なかったと記憶しているのですが、再募集への応募により入学された方はいらっしゃいましたか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

再募集での入学はありませんでした。

○坂本委員

県外の方は募集の対象外となっているのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

はい、出願資格に鳥取県内に在住する者と定めています。

○鱸委員

県立米子養護学校にも高等部がありますが、琴の浦高等特別支援学校とは目指す方向が異なるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

県立米子養護学校の高等部については、議案第2号の選抜方針の中で説明したように、資格があれば、全員が入学できるとしている一方、琴の浦高等特別支援学校については、選抜方針に求める生徒像を記載しておりますが、その分、入学者選抜を実施するようしております。

○中島委員長

出願資格の2行目に、「知的障がいの程度が学校教育法施行令第22条の3の表の知的障害者の項に規定する程度の者で、」という表現がありますが、法的な表現であり、ニュートラルに読むと問題無いと思うのですが、通常的な日常会話的な用語感覚で言うと「程度の者」という言葉

はあまりいい意味で使用しないことがありますので、一般の方、保護者の方が読まれた場合等、気になる部分があると思います。

○足立参事監兼特別支援教育課長

「程度の者」という表現も法令で使われている用語で、それをそのまま記載しております。

○中島委員長

ですが、法令の条文に記載があっても、それをそのまま記載しなければならないというわけでもないと思うのですが、いかがでしょうか。

○鱸委員

法令ではよく見る表現ですので、それによるものなら問題無いかと思って見ていましたが、言われてみれば、気になる部分もあります。ここでは、障がいの段階や、生活の困難さについて、対象を規定するための表現として使用されているのだと思います。

○若原委員

大学の募集要項では、外国人留学生の場合、高校卒業程度の学力を有する者、という表現をすることがあります。

○佐伯委員

ニュアンスの問題だと思います。そういった法令の部分について理解がある方からすると違和感は無いのだと思いますが、保護者の中には、文章を見ると気になる方もいらっしゃるかもしれないと思います。

○足立参事監兼特別支援教育課長

他県での表現等も参考にしながら、研究させていただきたいと思います。また、政策法務課とも擦り合わせをさせていただきたいと思います。

○中島委員長

他の部分についてはいかがでしょうか。それでは、これはどう進めましょうか。

○林教育総務課長

今回の選抜方針は、告示を行う案件であり、日程も迫っている中、政策法務課の確認も取っております。特に、告示するものについては、政策法務課から法令的な部分の記載についてはかなり強く指示をされることもあります。内容自体は法令上の表現を引用したものであり、根拠のあるものですので、今回は記載の表現とすることをご了解いただき、来年度に向け、他県の記載の確認等も含めて再度十分に調整し、検討することとさせていただければ、事務局としてはありがたいです。

○佐伯委員

1つの文章の区切りの中に、「障がいの程度が」「規定する程度の者で」と、「程度が」という記載が2回出てきており、どちらかは必要ないのではないかと思うのですが、これにも意味があるのでしょうか。

○島田教育総務課参事

過去に法制を担当していましたので、法制の観点から申し上げさせていただきますと、この記載は、法令で障がいの程度を規定しており、出願者の障がいの程度が、この規定した程度の基準に該当することを表現しているのだと思います。ですので、2つ目の「程度」という表現を削除し、「規定する者で」という表現にしてしまうと、法令では者を規定しているわけではないため、間違いになってしまうと思います。「程度の者」という表現が気になる部分だと思いますので、これを、「程度に該当する者」と直せば違和感がだいぶ解消されるのではないかと思います。ですが、今回は告示の日程的な関係で間に合うかどうかはわかりません。

○中島委員長

おっしゃっている趣旨はよく分かります。法律の厳格さと、通常の社会生活を営む人間がどう感じるかということの、相克の問題だと思います。

それでは、今年はこの内容で進めていただき、来年、再度検討することとしたいと思いますがいかがでしょうか。（賛同の声）。では、議案第3号は、原案どおり決定いたします。

では、議案第4号をお願いします。

議案第4号 県立学校における使用教科書の選定方針等について

○徳田高等学校課長

最初に、資料の1頁にあります、県立高等学校における使用教科書の選定方針等について説明させていただきます。これまでも、生徒の実態に即した、確かな学力の定着、向上に向けてふさわしい教科書を選定するべく、選定方針に記載の観点に基づいて各学校で選定、審議し、その結果を県教育委員会に申請するという手順を踏んでおりますが、平成30年度使用分も同様の手順にて進めたいと考えております。

また、選定に当たっての留意事項について、昨年度から、公平性、透明性を高めるために、校内に教科書選定委員会を設置して選定を行うとともに、学校の実態をよくご存じの、PTA関係者、学校評議員といった外部の関係者の方にご意見を伺った上で県教育委員会に申請をするようにしておりますが、これも同様に実施したいと考えております。

○足立参事監兼特別支援教育課長

続きまして、2頁にあります、県立特別支援学校における使用教科書の選定方針等について説明させていただきます。内容的には、先ほどの高等学校のものと変わりませんが、特別支援学校には小、中学部が含まれるので、児童生徒という表現としている点、学校教育法附則9条に規定する教科用図書の中に一般図書を含めて記載している点等、若干異なる部分があります。また、教科書の展示会場について、高等学校の5会場に対して、特別支援学校は10会場となります。全体の大きな選定の方針や、教科書選定の手順等は高等学校のものと一緒にあります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○佐伯委員

特別支援学校の10会場の教科書の展示会場の具体的な場所は、この資料には記載していないのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

この資料には記載がありませんが、10会場はほとんどが各市町村の図書館等です。

○中島委員長

昨年度、選定の際のミス等により、採択の変更がありました。これは方針というよりも、運用レベルでの確実さについて問題があったということですね。

高校で、教科書選定委員会を開くにも、その教科の担当が一人しかいないような場合にはどうしているのでしょうか。

○徳田高等学校課長

担当が一人しかいない学校においては、その教科の方が責任を持って、選定の理由を明確にしながら選定を行うよう、各学校には周知をしています。

○鱸委員

特別支援学校の教科書の選定においては、学習面での障がいの特性を加味した合理的配慮を考えた教科書選びはできているのでしょうか。例えば、教科書自体は内容を重視して選定し、実際の使用の際に、拡大コピーして字や図を見やすくするようなことをしているのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

各特別支援学校においては、子どもたちの発達の程度に合わせて各教育課程を作成し、その教育課程に沿った教科書を選定します。ですが、教科書選定は前年度の今の時期から夏にかけて実施しますので、その後に個別に配慮の必要なお子さんが入って来る場合もありますので、その場合には、その教科書を使用しつつ、拡大コピーの使用や拡大鏡の使用といった個別な配慮を行います。そういう配慮は、教科書を選定した後での対応となります。

○鱸委員

教科書選定の過程の中で、その教科書が、児童の現況に対して合理的な配慮がなされているかということについて、専門性を持つ者の視点も加わるようにしていただきたいと思います。

○足立参事監兼特別支援教育課長

教科書選定の過程の中で、各学校での教科書選定委員会で選定した後、その教科書が適切かどうか、外部のPTAや学校評議員に意見を聞きます。その学校評議員の中に専門性を持つ方が入っていると、ここでその視点を加えていただけます。

○鱸委員

わかりました。学校評議員の中には、脳神経小児科医等のドクターも入っていますので、しっかりと対応していただくよう、お願いします。

○坂本委員

点字の教科書もあるものなのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

はい、あります。鳥取盲学校などで、点字の教科書を選ばれています。

○中島委員長

よろしいでしょうか。（賛同の声）。では、議案第4号も、原案どおり決定とします。
続いて議案第5号をお願いします。

議案第5号 平成30年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について

○徳田高等学校課長

議案第5号、平成30年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について、審議をお願いします。
この選抜方針は、高校入試における大枠を決定するものであり、詳細についてはこの選抜方針に基づいて作成する取扱要領に必要なことを細かく記載します。

全日制、定時制における入学者選抜の推薦入学者選抜については、平成30年2月9日に実施し、面接または口頭試問、必要に応じて作文または小論文及び実技検査を実施することにしております。選抜の結果は、2月15日に本人に通知し、3月14日に一般入学者選抜と一緒に合格発表を実施することにしております。また、推薦入試は平成28年度から県外募集を実施しておりますが、平成30年度も実施の方向で準備を進めており、実施校、実施の内容について、7月教育委員会で実施校、内容、8月教育委員会で募集人数について審議いただく予定にしております。

一般入学者選抜については、平成30年3月6日、7日に実施することとしています。これは、中学校、高等学校の校長先生で組織する高校入試改善連絡協議会という会の中で、中学校側の要望、高校側の体制等を勘案して決めており、例年と同様の時期です。学力検査と面接検査を実施することとしております。合格発表は3月14日で、先ほど申し上げました推薦入試の内定者と合わせて行う予定にしております。

再募集入学者選抜についても例年と同様ですが、平成30年3月22日に予定しております。

通信制課程における入学選抜についても、曜日の関係で若干の変更はありますが、例年とほぼ同様で、平成30年3月2日から同月27日までの間の出願時に実施することとしております。

配慮事項については、昨年度に大きな変更を行いました。平成30年度の入試においては昨年と同様の配慮を行っていきたいと考えております。1点だけ変更をしており、「なお、配慮に際しては、中学校等と連携を図り、適切に対応する」と、中学校の後ろに「等」を追加しております。これは、例えば外国籍を有する生徒の場合、通訳の配置や辞書の持ち込み等について関係機関との連携を取る必要があることを想定し、追加したものです。

○佐伯委員

通信制課程においても、選抜の結果、不合格となる生徒もいるのでしょうか。

○徳田高等学校課長

はい、不合格となる場合もあります。

○佐伯委員

その場合には、その生徒はどこの高校にも行かないということになるのでしょうか。

○徳田高等学校課長

追跡調査までは実施していないのでわからないのですが、学校に行かない生徒、働く生徒がいると思います。また、別の広域通信制の学校に進学している生徒もいるかもしれません。

○佐伯委員

そういう生徒をフォローするのが、今年度からできたハートフルスペースの機能になるということですよ。高校に籍がないとそこからの関与は無いし、中学校が追跡してくれないとその子どもとの関係は切れてしまいますので。中学校でも卒業後1年間程度は声かけてくださる事が多いと思うのですが、その先が心配です。そこで、中学校で担当だった先生等とハートフルスペースが連携できたらいいと思います。

○山本教育長

佐伯委員が言われるように、中学校を卒業し、高校入学試験で不合格となると、その後ブランクの期間ができてしまいますので、途中で募集している学校の情報も確認しながら、そこに向かわせるか、学習支援をしながら次の年の入試に向かわせるか等、考えていくようにしたいと思います。

○中島委員長

必ずしも進学しなければいけないということもあるので、その後のことについて、子どもと一緒に考えて整理する必要があると思います。教育委員会としては、ハートフルスペースの機能でどう対応するかということになると思います。

○山本教育長

しっかりと情報を共有し、そういう生徒とつながれる状況にしておく必要があります。まだ開始したばかりで試行錯誤の部分があり、今後、生徒の状況等、いろいろな課題も出てくると思いますので、一つずつ対応していきたいと思います。

○中島委員長

絶対数としては多くはないと思います。

○佐伯委員

でも、鳥取県の大切な子どもですので、定期的に、少しずつでもいいから連絡を取っていくところからでも、しっかりとつながって、対応していただきたいと思います。

○中島委員長

それはまた、配慮していきましょう。では、議案第5号についてはよろしいですか。（賛同の声）。議案第5号は、原案どおり決定いたします。

議案第6号について、お願いします。

議案第6号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○片山文化財課長

議案第6号、鳥取県文化財保護審議会への諮問について、ご説明申し上げます。今回は、県立博物館が所蔵しております池田恒興像という絵画につきまして、保護文化財の指定について諮問しようとするものです。この恒興像は、県立博物館ができる前から鳥取県に寄託されていたもので、博物館ができてからは博物館に、鳥取藩の資料の一つとして所蔵されているものです。この恒興像は、岡山藩でも作成され、鳥取・岡山近辺で数多く見られるものですが、この博物館に所蔵している恒興像がその粗本である可能性が高いということが分かってきたものです。県内にある肖像画として非常に古い年代のものであり、狩野派の主要な画家の描いた作品として非常に貴重なものですので、調査を進め、県の指定をしていこうというものです。

○中島委員長

徳川家康の絵画でこれに似た構図のものがありましたよね。時代的にも同時代です。

○山本教育長

まさに同時期の作品です。池田光仲の父方の曾祖父が池田恒興で、母方の曾祖父が徳川家康です。その二人が小牧・長久手の戦いで戦っており、戦国時代ならではの感じがします。

○中島委員長

よろしいでしょうか。（賛同の声）。議案第6号も、原案どおり決定といたします。

(2) 報告事項

○中島委員長

では、報告事項に移ります。報告事項アからカについて、説明をお願いします。

報告事項ア 平成29年4月県立学校耐震改修状況について

○藤原教育環境課課長補佐

報告事項ア、平成29年4月県立学校耐震改修状況について報告します。県立学校における耐震化事業は、平成17年度から取り組んでいるのですが、現在、鳥取西高校と米子東高校の工事が継続しているものの、この4月をもって校舎と体育館の耐震化は完了しており、全校において安心、安全を確保できた状況となっております。

鳥取西高校については、平成25年から工事等を行っており、完成した校舎等の写真を資料に載せております。4月17日に内覧会を開催させていただき、若原委員にも出席いただきました。他にも県議会から藤縄副議長の他6名の議員、PTA、同窓会の役員にも出席いただき、大変綺麗になったと喜んでいただいているところです。

米子東高校については、平成26年から工事等を行っております。同様に資料に写真を載せております。管理・教室棟は新築です。西校舎は耐震改修が完了しております。芸術棟は、従前の図書館棟をリニューアルしたものです。本年度は、北校舎の内部改修と多目的ホールの新築工事

を継続しており、多目的ホールの新築完成後に、内覧会を開催する予定としております。日程が決まったらまたご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、文部科学省が取りまとめております全国調査の上での数値について説明申し上げます。鳥取県の高校の耐震化率は、平成29年4月1日時点で99.5%、208の建物のうち207で耐震化となっています。先ほど申し上げた米子東高校の多目的ホールの完成をもって、100%となります。以上です。

報告事項イ 平成30年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項について

○足羽参事監兼教育人材開発課長

報告事項イ、平成30年度の教員採用候補者選考試験実施要項について、報告させていただきます。先日、協議いただきました結果を受け、別添のとおり実施要項を作成しました。配布した資料の1頁にポイントを整理しております。実施要項の交付は既に5月11日からスタートしており、6月1日までが出願期間となっています。試験期日は昨年どおりの日程で、一次試験を7月15・16日、二次試験を9月11日から16日にかけて実施します。

内容について、大きな特徴が2点ありますが、1点目は、昨年実施した英語の資格を有する者への加点をより充実したことです。昨年は、英検の2級等の資格の保有者に対して10点の加点を行いました。教員の英語力の向上、小学校における英語の教科化に更に対応していくため、文科省が示した基準に沿って、英検の準一級以上等、更に高い資格を有する者に対して20点の加点を行うこととしており、また、対象も小学校、特別支援学校教諭のみならず、中学校、高等学校教諭にも加点を行うこととしております。今後、資格保有を加点対象から出願資格とするかということについては、今後の出願者の状況を見ながら検討していきたいと思っております。

また、もう1点の特徴は、採用予定数についてで、小学校、中学校、特別支援学校、養護教諭の採用予定数は昨年同様ですが、高等学校の教諭について、近年は1桁台が続いていたところから、平成22年以来、8年ぶりに10人に増加したことです。高等学校の志願者がどんどん県外に出ていく傾向が強い状況の中、採用予定数は多くないので苦しい部分もありますが、鳥取県の魅力を発信するようになっていきたいと考えています。

いろいろご意見をいただいております。人物評価や人材発掘のための試験内容の見直し、充実については今後の課題として検討していきます。

併せて、資料に添付している写真付きのリーフレットについて説明させていただきます。今年度、教員採用募集のために初めてこのリーフレットを作成しました。昨年度までもポスターは作成していましたが、リーフレットの作成は今年度が初めてです。各校種の現場で頑張っている、採用間もない先生方の喜びや生き生きとした声、写真を多く掲載しており、出願を考えている大学生、高校、一般の方に見てもらうことで、教員の魅力をしっかりと発信していくのにいいリーフレットができたのではないかと考えています。現在、担当者が各地の大学を回って説明会を実施しており、県内のみならず、関西、関東でも配布しながら広報に努めて参りたいと思っております。以上です。

報告事項ウ 平成28年度特別支援学校高等部及び専攻科卒業生の進路状況について

○足立参事監兼特別支援教育課長

報告事項ウ、特別支援学校高等部及び専攻科卒業生の進路状況について報告します。配布の資料についてですが、円グラフが卒業生の進路状況を示しており、小さい円グラフが平成27年度、大きな円グラフが平成28年度の卒業生の進路状況です。その下のグラフは平成7年からの就職者の人数、卒業生に対する就職者数の率の推移を棒グラフ、折れ線グラフで示したものです。就職者数については、平成28年度は平成27年度より1名減少し、就職率も若干減少して43.1%となっております。進路状況については、昨年度と比較すると特徴的なのは、職業訓練に進んだ生徒が3名、就労移行に進んだ生徒が4名いるという点です。全体としては、福祉就労、就職、生活介護というところが主とした進路先となっております。以上です。

報告事項エ (欠番)

報告事項オ 逆飛込の水泳指導に係る鳥取県教育委員会の方針について

○住友体育保健課長

報告事項オ、逆飛込の水泳指導に係る鳥取県教育委員会の方針について、報告いたします。飛び込み指導のあり方等については、本県においても学校プールでの飛び込み練習において重大事故が発生していることを踏まえ、県教育委員会においても、その取扱について検討してきておりました。この度、各市町村教育委員会や関係団体から意見をいただいて総合的に勘案した結果、学校プールでの飛び込み指導について方針を定め、別紙のとおり各市町村教育委員会に通知したところです。また、飛び込み指導に係る講習会を東部、中部、西部で開催することにしております。

学校プールでの飛び込み練習に係る県教育委員会の方針についてですが、「学校プールでの飛込練習について、今後は児童の安全性の確保のため、小学校では学習指導要領に準じて、課外活動においても飛込指導は原則行わないこととする。ただし、県教育委員会が開催する飛込指導に係る講習会を受講した者のみが、例外的に飛込指導を行う。」という方針を定めました。

今後の取り組みについて、県教育委員会が開催する講習会を、資料に記載した日程で、東部、西部で午前、午後の部の2回、中部では午後の部を1回開催する予定です。

また、小学校での飛び込み指導に対する主な意見を記載しております。飛び込み指導を全面禁止することに対する意見を聞くという形で意見を聞きました。市町村教育委員会からは、教員への研修を実施して、安全に配慮して飛び込み指導を行うといった折衷案はないか、事故があれば、何でも禁止するという考えはいかがなものか、競技力向上に影響が出る、等の反対意見がありました。一方で、禁止により飛び込み指導する教員にとっては、荷が下りて楽になるかもしれない、等の賛成意見もありました。県の水泳連盟からの意見について、県の水泳連盟が実施している大会での対応について意見を聞いたのですが、そういった大会は日本水泳連盟の競技規則に則って実施するものなので、スタートは飛び込みによって行うというルールを変更することはできないという回答をいただいております。資料には記載していませんが、小学校体育連盟とも話をしており、小学校体育連盟が実施する大会での対応については今月23日に開催される総会で決定されるとのことでしたので、課外活動でこういった事故が起こっていることを踏まえ、何らかの安全対策への配慮をお願いしたいという要請を行っているところです。

報告事項カ 学校給食における県内産食材の使用状況及び取組について

○住友体育保健課長

報告事項カ、学校給食における県内産食材の使用状況及び取組について報告します。学校給食については地産地消を推進しているところですが、毎年実施している県内産食材の使用状況の昨年度の結果がまとまりましたので、報告するものです。平成28年度の県内産食材の使用率は65%で、平成27年度の71%から6ポイント減少しました。理由は、天候不順により野菜類が不足して仕入れができなかったこと、学校給食に適した規格の魚介類、スルメイカと聞いておりますが、これが不漁だったこと等です。調査対象となっている44品目以外の県内産食材の活用事例も資料中に記載しておりますが、中海の海藻堆肥を使用した海草米の使用、地域生産者が栽培した野菜類や加工品の使用、ホンモロコ、泊で養殖したワカメ、東郷湖のシジミ、ジビエ等を活用した給食も提供されております。また、米飯給食の回数も調査しており、平成28年度は週当たり4.1回でした。昨年度は、学校給食関係者等で、県産品使用の推進会議を開催したり、栄養教諭を主体とした学校給食調理講習会を開催したりしました。今後もこういった取り組みを継続し、県内産食材の使用状況を高めていきたいと思っております。

次のページに、食材別の使用状況を記載しております。それぞれの食材について、県内産品、国内の県外産の原材料を使用した県内加工品、外国産の原材料を使用した県内加工品、国内の県外産品、外国産品それぞれの使用率をまとめたものです。昨年は、特に野菜類等の県産品の使用率が減少しており、昨年の61%から53%に減少しております。特ににんじん、キャベツの使用率が下がっており、全国的な天候不順で県外に多く出荷されたということも伺っております。

更に、次のページに市町村別の使用状況を記載しております。北栄町、三朝町において使用率が高く90%を超えている一方、西部の市部では毎年、使用率が低い状況が続いています。鳥取市も以前は使用率が低かったのですが、色々と工夫をされ、平成27年度は73%、平成28年度は67%と使用率が上昇してきました。鳥取市の取り組みを少しだけ紹介させていただきますと、JAと市の教育委員会で連携をしっかりとされており、JAからこの時期にこの野菜がどれだけ出荷されるという情報が市教委に入り、それを受けて市の栄養教諭が献立を調整し、JAに必要な野菜の量を伝え、調整されたり、鳥取市として給食用の野菜等を生産する営農団体に補助金を出したりする取り組みをされております。こうした鳥取市の取り組みを使用率の低い西部の市町村にも引き続き紹介しながら、県産品利用率を高めたいと考えております。以上です。

○中島委員長

では、報告事項について、ご意見、ご質問をお願いします。

報告事項アについて、耐震化率が100%になるということは、大きな地震があった時、学校のどこにいても倒壊等の危険は無いということになるのでしょうか。

○藤原教育環境課課長補佐

生徒が日常で生活する校舎、体育館については100%となります。今後は部室が課題となると考えています。部室はコンクリートブロックの積み上げ等で、対応が必要だと考えています。建物自体も大きくないので構造的には強く、中部地震でもひびが入ったような報告も無いところではあります。

○中島委員長

今後はどのように計画しているのでしょうか。

○藤原教育環境課課長補佐

平成29年度においては予算が付かず、財政的に実施できないのですが、引き続き要求し、対応していきたいと考えています。

○山本教育長

これまで、色々と段階を踏んで耐震化をしているところで、校舎と体育館が完了したところです。現在は続いて天井から物が落ちてくることへの対策を実施しているところで、集会施設や実習棟等で電器等がむき出しで付いているところへの対応を今年度中にしようとしているところです。部室等はその次の対策になってくると考えています。

○中島委員長

天井の釣りものと部室の他に対応すべきものはないのでしょうか。

○山本教育長

あとは、窓ガラス等だと思います。耐震改修の中で順次対応をしているのですが、特に避難経路となっているところに、高いところから窓ガラスが落ちてくる可能性がある部分があったりします。

○坂本委員

非常階段に問題のあるところはないでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

現在、特に大きな問題となっているとは聞いていない状況です。前回の中部地震でも被害の報告は聞いておりません。

○中島委員長

今後は、学校ごとの状況の中で、この学校はこの部分が問題だ、というような個別の対応になっていくということですね。完璧に対応するのはなかなか難しいとは思いますが、できることをしていかないといけないですね。

○山本教育長

特に、他県において地震等で事故につながったような例があれば、そういった情報をもとに、本県でも起こり得るのではないかという視点を持って対応していかなければいけないと考えています。

○中島委員長

報告事項イについて、先ほど教育委員室に入る手前の通路で、教員募集のポスターの方も拝見しましたが、ポスターには男性、リーフレットには女性の写真を使用しているのですね。

○佐伯委員

ポスターもリーフレットも、雰囲気の良い写真だと思います。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

教員の募集と直接の関係は無いですが、現在、業務改善の方も鋭意進めているところです。教員の忙しさばかりが報道等で前面に出るのですが、先生方が各学校で一生懸命されているが故の忙しさですので、そういった先生方の熱意や頑張りがあり、それにより子どもが健全に育っているということも各方面で発信していきたいと考えています。

○若原委員

ポスターやリーフレットの写真の先生は、みんな県内出身の方ですか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

はい、県内出身です。

○若原委員

このリーフレットは、県内だけでなく、全国でも配布されるのですか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

はい、全国各地とまではいきませんが、主要なところには配布していきます。大学では、鳥取大学、島根大学、京都教育大学、大坂教育大学等に配布します。

○中島委員長

これは、何部作成されているのですか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

今年度は、2,000部作成しました。作成のための予算が無いところ、何とかやりくりして作成しましたので、あまり枚数を多くは作成できませんでした。

○中島委員長

報告事項ウについて、特別支援学校の卒業生の進路は極めて重要なテーマだと思うのですが、どういう状況を目指しているのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

それぞれの子どもたちの進路希望を実現する、社会参加を実現するというのが目標だと考えています。就職に関しては、就職希望者を就職させることを一つの指標と考えており、昨年度は、就職希望者に対する就職者の割合は8割強という結果でした。もう一方で、子どもたちに、働きたい、という意識を育てていくことも特別支援学校が担うべき役割だと思っております。

○中島委員長

就職については8割強の方が実現できているとのことでしたが、その内情はどのようなのでしょうか。希望通りにならないというケースもあるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

そういうケースもあります。例えば、福祉就労を進路にした子どもを見ても、障がいが高く、最初から一般就労は難しいので福祉就労を目指していた子どももいれば、保護者としては一般企業等に就職させたいという思いがありながら福祉就労となった子どももいます。一人ひとりの思い、実態が異なりますので、一概には判断できないところもあります。

○若原委員

進路の中に「進学」があり、これは大学の入学試験に合格して進学した人のことだと思うのですが、進学しなかったけれども、受験の結果、進学できなかった生徒はおられるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

細かいところまで把握できていないのですが、進学希望の生徒についてはほぼ進学したいところに進学できたと認識しています。大学に進学しなかったけれども、不合格で浪人するという生徒がいるということは聞いておりません。

○佐伯委員

進路の中の、「生活介護」と「在宅」とは何が違うのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

「在宅」は、病気の関係等でどこにも通わない状況で、「生活介護」は、デイサービス等の福祉サービスを利用している状況、と分類しております。

○佐伯委員

「生活介護」となった方は、作業を行うことはないのでしょうか。作業所等で行う場合には、「福祉就労」に分類されるということになるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

分類としてはそうですが、生活介護の方が利用する施設も、色々なサービスを提供しているところがあり、中にはその施設で物を作ったりするものもあり、そういったサービスを利用している卒業生もいると思います。

○坂本委員

フェリースというフルーツレストランについて、特別支援学校出身の方がかなりの人数、農業生産やお店で働いておられ、お店もきれいで人気があると聞いたことがあります。とてもいいことだと思います。こういったところへの就職は、「福祉就労」に分類されるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

そこは、「就労移行」という分類となります。数ヶ月、数年の間そこで就労訓練を行うことによって、一般就労を目指すことを目的とする福祉施設が、就労移行支援施設という位置づけとなっており、そこでの訓練を受ける場合を、就労移行としております。ちなみに、職業訓練学校に進学した場合、「職業訓練」としております。

○中島委員長

このことに関して、教育委員会としてすべきこと、課題は何なのでしょう。

○足立参事監兼特別支援教育課長

先ほど申し上げましたように、就職したい生徒に対して、力を付けること、受け入れ先を増やすことにより就職できるようにすることと、子どもたちの働きたいという意欲、働ける力、もしくは福祉就労等の中で社会と関わりながら生きていく力を付けることが目指すところだと考えています。

○山本教育長

最終的に目指すのは、できるだけ自立をしていけるようにしていくことだと思います。現在も、子どもたちが就職している一方で、実際に勤め始めるのですが、コミュニケーションがうまくいなくて離職してしまうというような生徒もいます。今の状況をフィードバックさせ、そうならないためには、学校教育でどういう力を身に付けさせることが必要なのか、課題意識として持ちながら、各学校で取り組んでいくようにしていきたいと思います。

○鱸委員

おっしゃるように、就労継続の問題は一番大きいと思います。特別支援学校の中で、子どもに対応方法を教えて就労を継続できるようにしていくことと、職場の中で、障がいの特性を把握し、周囲の環境づくりにより定着できるようにしていくことが必要だと思います。

以前療育センターに勤務していた際には、障がいのある生徒が就職する際に、問題が起きたら来るといい、と伝えますが、人間関係等に詰まって相談に来ることがけっこうあります。そこで、信頼のおける人間や相談員が対応し、何とか継続していきます。ですので、就職した人数や就職率といったデータも大切ですが、個人個人の状況、自立できているかということが、本当に大切だと思います。例えば障がいが重い子どもにおいては、生活介護事業所で日中活動をするという状況が自立ですし。

○中島委員長

報告事項オについて、逆飛び込みと飛び込みは何が違うのでしょうか。

○住友体育保健課長

普通の飛び込みは足から水に入り、逆飛び込みは頭から水に入ります。

○佐伯委員

以前に、もう決定したように報道されたのですが、違う内容が報道されたということですか。

○住友体育保健課長

報告したとおり、全面禁止したらどう考えるか、と市町村教育委員会に意見を聞いたのですが、そのことを、報道が、「方針を固めた」という表現をしたものです。報道としては、固めただけで決定したものでなく、案だというつもりで表現したそのことですが、これで決まったように受け取られたというものです。意見を聞いている段階で何も決めていない状況の中、方針を固めたという報道がされ、県が勝手に決めたという受け取られ方をされたところもありました。

○佐伯委員

小学校では、飛び込みが全面禁止されることで、スポレクのような水泳連盟が主催する大会に出場できなくなるのではないかと不安があると聞きました。スイミングスクールに通っている児童は飛び込みの指導を受けているので出場できる一方、学校の課外活動で練習している児童の中にも、先生方が頑張っていて指導して水泳の力を伸ばしている児童がいますので。県としてその状況を把握しない中で全面禁止するのはどうかと心配したのですが、しっかりと調整、連絡いただき、きちんとした内容で報道されたので、その不安も落ち着いたと思います。

ほとんどの学校の体育主任の先生は、この講習会に参加すると思います。

○住友体育保健課長

はい、飛び込み指導をする教員には、ぜひ全員参加していただきたいと考えております。

○中島委員長

これにより、原則としては飛び込み指導を行わず、講習会を受講した先生のみが指導を行うということになると思うのですが、実際にはどうなると考えていらっしゃいますか。

○住友体育保健課長

通常の授業においては、学習指導要領に沿って授業を行い、そこでは水中スタートとするということになっていますので、授業では飛び込み指導は行われません。課外活動の中での対応について、方針のとおり、講習を受講した先生のみが指導することとなります。

○中島委員長

報告事項カについては、いかがでしょうか。

○坂本委員

学校訪問したときに、果物は食中毒等の感染の危険性があるからあまり生で食べないという話を聞いたことがあるのですが、本当でしょうか。せっかく梨等の地元産のおいしい果物があるのに、もったいないと思います。

○佐伯委員

米子市ではほとんど出ていなかったです。野菜も湯通しし、生では出さないです。何かあったら、大変なことになりますので。

○住友体育保健課長

市町村によってそれぞれです。1つの施設で何千食も作る場所では生で出すことは難しいですが、小さい市町村等では可能などところもあり、野菜や果物を生で出しています。

○中島委員長

生産地別使用状況調査の表について、使用量が若干あるにもかかわらず、使用率が0%となっているものがあるのですが、これは正しいのでしょうか。

○住友体育保健課長

これは、割合があまりにも少なく、0コンマ数パーセントなので、切り捨てられて0%と記載されているものです。

○中島委員長

その他の報告事項は省略したいと思いますよろしいでしょうか。（賛同の声）では、以上で、報告事項は終了です。

その他各委員の皆さんから、何かございましたらお願いします。

次回の定例教育委員会は6月2日に開催いたしますが、よろしいでしょうか。（賛同の声）

それでは、以上で、5月定例教育委員会を閉会いたします。